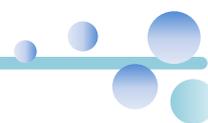


第3章 策定する計画について



1. 計画策定の目的

本市各地域の自然環境は秀逸ですが、その重要性の認知度は低く、積極的な保全活動は、ほとんど行われていません。そのため現状を把握し、生物多様性保全上の課題を洗い出し、様々な主体が連携して行う実施可能で有効な保全活動の指針を示す必要があります。生物多様性西条市地域連携保全活動計画の策定によって、本市における絶滅危惧種等の重点保全種を洗い出し、西条市重要保全地点・地域を抽出し、現状の把握を行い、それらを保全する活動指針を示すことを目的としました。保全活動を通して、重点保全種の保護だけでなく、その貴重生物を育む生態系全体を意識することで、さらに広い範囲の活動へとつながり、西条市全域において生物多様性保全に係る関心を高めることも目的としています。

2. 計画の位置付け

本計画は、生物多様性地域連携促進法に基づく法定計画に位置付けられています。また、本計画の推進にあたっては、市と企業、NGO、関係団体、市民等の多様な主体が協働して、計画を実行することが求められています。

3. 計画の範囲



加茂川・中山川の水源となる石鎚山系から河口干潟・海までが市内に存在します。また、市内にはため池、湧水池やそれらを結ぶ水路がたくさんあります。それらエリアを水域ネットワークと位置付け、各エリアで活動を展開します。

本市の自然について、市民の皆様に知ってもらう機会を増やすため、公民館・学校を中心に世代を問わず、学習の機会を提供します。

4. 計画目標

各エリアにおける活動計画策定の目的を達成し、本市の生物多様性地域連携保全活動の促進を図るため、次の目標を定めます。

水域ネットワークの保全

各エリアでの活動

公民館
学校など

保全活動

啓発

教育
学習

保全活動に市及び活動団体・市民・企業で取り組みます。

西条市の重点保全地区や課題等の周知に努めます。

世代を問わず、西条の自然について学習機会を提供します。

5. 計画期間

本計画の活動期間は、平成 27(2015)年度から平成 36(2024)年度までの 10 年間とします。

また、有効な保全活動を展開するため、概ね 5 年後に中間見直しを行うこととします。